

金融制度改革とユニバーサルバンク

相 沢 幸 悦

一、わが国の制度改革

一九九二年六月一九日、一六の法案からなる「金融制度及び証券取引制度改革のための関係法律の整備等に関する法律（制度改革法）」が国会を通過し、同月二六日に公布された。「制度改革法」は、資本市場の健全な発展のため、業態別子会社方式による相互参入等を主要な内容としているが、その細目は政省令などにゆだねられた。

そして、一九九三年四月一日に政省令が出さ

れ、「制度改革法」が施行された。かくして、本格的な金融制度改革が具体化されることになった。

「制度改革法」の施行にともなって、相互参入が行われることになったが、金融機関の証券子会社による証券業務への参入については、親金融機関の営む業務と証券業務の親近性、親金融機関の店舗数などの格差があるために、当面の参入については、長期信用銀行、信託銀行、そして系統中央金融機関に限定されることになった。

そして、大蔵省は、一九九四年二月、都市銀行の子会社による証券業務への参入を七月から認め

ることを決定した。一九九四年六月二一日、あさひ銀行は、証券子会社、あさひ証券を設立し、七月五日に証券業の免許を取得し、二六日から業務を開始した。また、大蔵省は、一月には、第一勧業銀行、さくら銀行、三菱銀行、富士銀行、住友銀行、三和銀行の都市銀行上位六行の証券子会社が業務を始めることを認めた。東海銀行と北海道拓殖銀行も、一九九五年三月から証券業務への参入ができることになっている。

都市銀行は、この証券子会社の設立による証券業務への参入をテコとして、本体で証券業務を兼営できるドイツ型ユニバーサルバンクへ移行する希望を依然として捨てていないように思われる。したがって、ここで、ドイツ型ユニバーサルバンクの概要を中心にしながら、その移行の是非について考えてみることにしよう。

二、ユニバーサルバンクの成立

まず、ドイツにおけるユニバーサルバンクの成立の経緯とその要因について見てみることにする。

一九世紀末大不況をへて二〇世紀初頭、ドイツは、重化学工業を主軸として一躍世界史の表舞台に登場した。それに照応する形でいわゆるベルリン六大銀行、すなわちユニバーサルバンクの前身である兼営銀行が成立した。

なぜ、ドイツは、二〇世紀初頭に一級の重化学工業を装備することができたのであろうか。

それは、ドイツの産業革命を主導したのが、イギリスのように繊維工業ではなく、イギリスでは産業革命の総仕上げとして行われた、鉄道建設であったことに最大の原因がある。産業革命の過程

で、鉄道建設に必要な鉄鋼・石炭・機械工業などの重工業が急激に発展し、その後、世紀の代り目には、新たな産業部門として電機工業や化学工業を加えた重化学工業が発展することになった。

それでは、兼営銀行というのは、どのようにして成立したのか。

一九世紀末の大銀行の主要業務は、ドイツ銀行のように正規の銀行業務に重点をおく銀行もあったが、大抵は、証券発行・引受け業務や国際業務であった。

イギリスに遅れをとったドイツでは、銀行がまず資金を提供して企業を設立させ、操業が軌道に乗った段階で株式を発行し、それを銀行が引き受けることで貸付資金を回収した。引き受けた株式を市場で売却することによって、銀行は、莫大な額のプレミアムを取得することができた。しかし、その反面で、企業業績が思わしくなければ、

プレミアムどころか、貸付元本すら回収できないという、おそろしくリスクの高い業務であった。

一方、ルール重工業との企業金融取引を行ってきたのは、ルール工業地帯に所在する地方銀行であった。しかし、二〇世紀初頭には、経済が発展していくにつれて、重化学工業の資金需要は、ますます巨額となっていく、地方銀行ではとうてい手に負えるものではなくなっていく。

そのため、地方銀行は、ルール重化学工業の優良な取引先をいかにベルリン大銀行に奪われるようになっていった。同時に、その供与した設備投資資金を回収するために行う株式発行でも、地方銀行は、ベルリン大銀行に依存せざるをえなくなっていく。大銀行としても、経営基盤を強化し安定的なものとするために、業務の重点を国際業務から国内業務へ、「投機的業務」から銀行業務に移行させていく必要があった。その場合、主と

して、重化学工業と密接な取引関係をもっている地方銀行をその傘下におさめるという形態がとられた。

こうして、ベルリン大銀行は、預金・貸付業務、支払い決済業務などの銀行業務を行いながら、同時に、投資銀行業務や証券業務を営む、兼営銀行にしたいに転化していった。この兼営銀行が第二次大戦後、長期金融業務を拡大し、また、ユーロ市場業務も新たに手掛けることによって、一般にユニバーサルバンクと呼ばれるようになっていく。

このように、ドイツでユニバーサルバンクが形成されたのは、銀行の経営の安定のためであつて、我が国の金融制度改革の議論でよくいわれるように顧客の利便性を高めるためではなかったといふことがわかる。

三、ユニバーサルバンク制度の問題点

ユニバーサルバンクは、銀行のカウンターに座った顧客に対して、あらゆる金融サービスを提供することができる。したがって、顧客にとって非常に有益で便利である。とはいえ、その反面で、ユニバーサルバンクというのは、銀行業務と証券業務を兼営することによって、銀行の力がますます強くなったり、銀行業務から得られた情報を証券業務に利用するというような、いわゆるインサイダー取引が行われやすくなるなど、非常に深刻な問題をかかえていることも事実である。

したがって、顧客の利便性だけを強調して、ユニバーサルバンクの導入を急ごうとすることは誤りである。ユニバーサルバンク制度の問題点とし

て、利益相反、企業支配、金融・資本市場発展の阻害などがあげられる。その問題点のゆえに、金融制度調査会もとりあえずユニバーサルバンク制度のわが国への導入を答申しなかったのである。そこで、このユニバーサルバンクの実態を少し詳しくみてみることにしよう。

四、ユニバーサルバンクの実態

世界最強のユニバーサルバンクは、ドイツ銀行である。同行は、そのメリットを最大限に生かして、国内で圧倒的な「支配力」をもち、その力を背景に積極的な世界戦略を構築している。

そのドイツ銀行は、当然のことながらドイツ最大の証券会社でもあり、ドイツで新規に発行される社債と株式のじつに三分の二以上を引き受けている。ユーロ市場における主幹事業務でも抜群の

強さを誇っている。

ドイツ銀行は、銀行本体で多様な金融業務を行うとともに、様々な金融機関に資本参加してその金融業務を幅広いものに行っている。国外の金融機関にも資本参加し、ドイツ銀行の金融力をさらに強力なものにしている。資本参加金融機関は、商業銀行をはじめ抵当銀行、投信委託会社、消費者金融機関など多岐にわたっている。

ドイツ銀行の前取締役会代表（ドイツ銀行は、頭取制ではなく同格の取締役の代表という形をとっている）は、かつて、ユニバーサルバンク制度について、つぎのように述べたことがある。

「ユニバーサルバンク制度というのは、強いものがますます強くなる制度である。」

五、ドイツ銀行の「企業支配」

ドイツ銀行がドイツのみならずヨーロッパで大きな影響力を行使できるのは、ユニバーサルバンキングの利点を最大限に利用していることと同時に、ドイツにおける有力な企業と密接に結合していることによるものである。

すなわち、ドイツ銀行は、電機のジーメンス、ボッシュ、AEG、化学のバイエルをはじめとする旧IGファルベン系企業、自動車のダイムラー・ベンツ、フォルクスワーゲンなど、ドイツを代表する基幹産業の最強の企業と、金融関係を基礎として、監査役派遣や資本参加、株式議決権代理行使などを通じて結合し、強大なドイツ銀行グループを形成している。

ドイツでの銀行と企業の人的結合は、主として

監査役の派遣という形で行なわれる。監査役会というのは、業務執行の監視、株主総会の招集、取締役および社長の任免という強力な権限をもっており、我が国の監査役会とかなり異なっている。

たとえば、ドイツ銀行グループの中心企業であるダイムラー・ベンツには、監査役会会長（一九二六年の合併以来、一貫してドイツ銀行関係者が占めている）のほか、監査役二名を送っている。

ドイツでは、監査役会の力が大きい。その一例をダイムラー・ベンツの社長更迭の事例を通して見てみよう。

ダイムラー・ベンツは、一九八八年七月二二日の監査役会で、ベルナー・ブライトシュベルト社長の辞任を認め、後任の社長には、三月一日に社長代理に昇格したばかりのエドツァルト・ロイター氏が就任することになった。

ロイター氏社長就任劇の幕開きというのは、じ

つは、その九年前の一九七九年のことである。ダイムラー・ベンツ監査役会会長である当時のドイツ銀行取締役会代表ヴィルフリード・グート氏が指名したのは、マスコミで前評判の高かった企画担当役員のロイター氏ではなく、グート氏がみずから五年前にフォルクス・ワーゲン社から招聘した資材担当役員ゲルハルト・プリンツ氏であった。

しかし、その四年後、プリンツ社長は病没した。そのためにもた、ダイムラー・ベンツ社長決定の監査役会が開かれることになった。今度こそ、ロイター氏の社長就任が決定されるのは確実とみられていた。しかし、グート監査役会会長は、労働組合代表の監査役（「共同決定法」により、労働組合の代表が監査役会に入ることが認められている）の抵抗を排除して、技術担当役員ブライト・シュベルト氏を社長に指名したのである。

もとベルリン市長を父に持つ名門の出で、しかも経営能力にも非の打ち所はないといわれてきたロイター氏の社長就任を、ドイツ銀行がここまで執拗に拒みつづけてきたのはなぜか。

その理由はただひとつ、ロイター氏が社会民主党黨員だったからである。ドイツの名門企業ダイムラー・ベンツに社会民主党黨員社長が誕生することは、資本の論理、すなわちドイツ銀行の論理が許さなかったのである。

そうしたなかで、ボックスブルグのテストコースの建設が暗礁に乗り上げ、また、ラシュタットでの新乗用車建設計画への助成金に対する批判などが出され、さらに追い討ちをかけるように、中型乗用車シリーズの欠陥車の問題などが明らかに、ブライトシュベルト社長の経営手腕に疑問が出されてきた。

しかも、ダイムラー・ベンツ社長交代劇の第一

幕が下りたのち、MTU、ドルニエ、AEGを買収し、ダイムラー・ベンツの多角経営の方向づけに手腕を発揮したのは、まさにロイター氏その人だったのである。

かくて、グート氏からダイムラー・ベンツ監査役会会長の職を引き継いだ当時のアルフレッド・ヘルハウゼン・ドイツ銀行取締役会代表は、ブライト・シュヴェルト社長の任期が一九八九年まで残されているにもかかわらず、ロイター氏を社長に昇格させたのである。

六、金融制度改革の世界的潮流

ドイツで歴史的に発展してきた銀行本体で銀行業務と証券業務をはじめとして、幅広く金融業務を手がけるドイツ型の金融制度こそがユニバーサルバンク制度（狭義の）であろう。

それと區別して、銀行本体というよりはむしろ、子会社を通じて、また、提携によって多くの金融業務を手掛けていく金融制度は、ユニバーサルバンキングというよりも、むしろ、グループバンキングと呼ぶほうがより合理的ではないか。グループバンキングという用法は、すでにアメリカ金融史において、銀行持株会社をさす言葉として使われているが、その意味では、銀行持株会社もグループバンキングのひとつである。

ユニバーサルバンク制度は歴史的にみて、「後進国型」産業革命を達成したヨーロッパ大陸において発展した兼営銀行を原型としている。それに対して、イギリスは兼営銀行とは対極をなす預金銀行型の典型国であった。このことをひとつとってみても、兼営銀行をその原型とするユニバーサルバンク制度というのは、じつは「後進国型」の金融制度であって、金融自由化の一環として成立

してきた金融制度ではないといえるかもしれない。

現在、世界各国で金融制度改革の議論が活発に行われ、実行に移されつつある。そこで採用されてきている制度の大勢は、ドイツ型のユニバーサルバンク制度ではなく、むしろ、リスク分散をはかりながら金融業務の範囲を拡大していくために、銀行本体ではなく子会社を通じるか、あるいは諸金融機関との提携によって多くの金融業務を手掛けるグループバンキングである。

七、むすび

大蔵省は、今回の金融制度改革の実施にあたって、とくに銀行と証券子会社の上に、役員兼務禁止、証券購入資金の親銀行からの融資の禁止等のファイアーウォールを設けた。

銀行本体による証券業務への参入ではなく、子会社による参入であっても、銀行本体と子会社の間にかびしいファイアーウォールを設定するのは、銀行が証券業務に参入することによって、利益相反（インサイダー取引など）の懸念、従来の信用リスクにさらに証券引受リスクや証券保有リスクが加わることによる銀行経営の圧迫、銀行の「産業支配」などさまざまな問題が生ずる可能性が高いからである。

とくにドイツ型ユニバーサルバンク制度のもとでは、さらに、インサイダー取引が行われやすいといわれる。また、大銀行の「企業支配」も強くなる傾向があるようである。このドイツ型の銀行制度については是非をめぐるドイツ政府の諮問委員会報告書である「ゲスラー委員会報告」は、銀行関係者が多数を占めていたため、さすがに、大銀行の「企業支配」については真つ向から否定し

たものの、それでも、銀行業務から得られた情報を証券業務に利用するなどのインサイダー取引が行われていないとはいえないとして、消極的にその事実を認めている。

ドイツ型ユニバーサルバンク制度を我が国に導入することを主張する人々の最大の根拠は、顧客の利便性、すなわち顧客がひとつの屋根の下であるという金融サービスを受けることができるようになるということであり、さらに、銀行が証券業務に参入することによって競争が促進され、金融サービスのコストが低下するということである。しかし、例えば金融サービスの競争について、本場のドイツで我が国以上に活発であるとは実証的にみても到底いえることではない。それは、つぎの事例からも明らかである。

ドイツ連邦カルテル庁は、一九九二年九月、ドイツ銀行など八行に対し、高金利にもかかわら

ず、貯蓄預金金利が上がらないのは、大手銀行による中小銀行への圧力があるのではないかととして、独自調査の開始を発表した。ドイツでは、高金利が続いており、貸出金利は一五%前後まで跳ね上がっていたにもかかわらず、貯蓄預金金利は二・五%から五%程度の低水準だったからである。

さらに、「規模の経済性」が発揮できるという主張も直感的・感覚的には容認できるものの、研究者レベルでの研究では必ずしも検証されていないようである。

このようにみえてくるならば、我が国の金融制度改革の方向として、今後とも、ユニバーサルバンク制度は考えられないが、子会社方式であっても、程度の差こそあれ、同様の弊害が懸念されるので、ファイアーウォール等の厳格な監視をすすめてゆく必要がある。

(あいざわ こうえつ・当研究所主任研究員)